

# 五 八世紀における大神氏の家族的展開

鈴木 正信

## 一 はじめに

大和国城上郡大神郷（現在の奈良県桜井市三輪一帯）に本拠を構えた大神氏は、大和王権のもとで三輪山における祭祀を執り行った古代氏族である。この氏族に関しては、文献史学のみならず、考古学や文学など様々な学問領域から膨大な研究が蓄積されている<sup>①</sup>。しかしながら、先行研究には、王朝交替論や三輪山祭祀に関する研究の中でも、一部の説話や人物を取り上げて論じたものが多く、この氏族の全体的な動向を考察の中心に据えたものは比較的少ない<sup>②</sup>。そこで本稿では、大神氏の実態を解明するための足かがりとして、およそ八世紀頃までを対象とし、大神氏に関連する『古事記』『日本書紀』『続日本紀』（以下『記』『紀』『統紀』）の記事を概観することで、この氏族にいかなる人々の事績が伝えられ、また氏族としていかなる道歩んだのかという点について、改めて時系列的な分析と整理を行いたい<sup>③</sup>。

なお、大神氏の氏姓表記には、時代によって変遷が見られるので、はじめに確認しておきたい。まずカバネは、古い段階では「君」姓を称しており、『紀』天武十三年（六八四）十一月戊申条に「大三輪君。略）凡五十二氏賜姓曰朝臣」とあるように、八色の姓が制定された際に「朝臣」姓を賜ったことが知られる。一方、ウジナは『記』では「神」の一字で表記されている。『紀』では「三輪」と「大三輪」が併存しており、およそ天武朝頃から「大三輪」に統一される。

そして『統紀』以降では、原則として「大神」が用いられるようになる。なお、「神」一文字で「ミワ」と読むことについては、かつて「神」といえば三輪山に鎮座する神を指したためとする本居宣長以来の説が、現在でも受け入れられている<sup>④</sup>。また、途中から「大」字が付与されることについては、後述するように、この氏族が壬申の乱で顕著な活躍をしたこととの関連が想定される。以上を整理するならば、次のようになる。



ここから、この氏族のウジナは、音としては「ミワ」から「オオミワ」へ、表記としては「神」あるいは「三輪」から「大三輪」そして「大神」へと変化したことが分かる。本稿では、個人名は原則として史料に見える代表的な表記にしたがい、氏族名は最終的な表記である「大神」で統一する。

## 二 伝承上の大神氏

### (1) 大田々根子

大神氏の人物(祖)として『記』『紀』に最初に登場するのは、大田々根子である。この大田々根子については別稿を用意しているの<sup>⑤</sup>で、ここでは説話の内容を概観するに留めておきたい。

#### 【史料一】『記』崇神段

此天皇御世、役病多起、人民死為<sup>レ</sup>尽。爾天皇愁歎而、坐<sup>三</sup>神林<sup>一</sup>之夜、大物主大神、顯<sup>レ</sup>於<sup>三</sup>御夢<sup>一</sup>曰、是者我之御心。故、以<sup>三</sup>意富多多泥古<sup>一</sup>而、令<sup>レ</sup>祭<sup>三</sup>我御前<sup>一</sup>者、神氣不<sup>レ</sup>起、国安平。是<sup>三</sup>以<sup>一</sup>驱使班<sup>レ</sup>于<sup>三</sup>四方<sup>一</sup>、求<sup>レ</sup>謂<sup>三</sup>意富多多泥古<sup>一</sup>人之時、於<sup>三</sup>河

内之美努村、見得其人、貢進。爾天皇問、賜之汝者誰子也、答曰、僕者大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依昆壳、生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多、多泥古白。於是天皇大歎以詔之、天下平、人民榮。即以意富多多泥古命、為神主而、於御諸山、拜祭意富美和之大神前、又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶。(此參字以音也。)定奉天神地祇之社、又於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛、又於大坂神、祭墨色楯矛、又於坂之御尾神及河瀬神、悉無遺忘、以奉幣帛也。因此而役氣悉息、国家安平也。(略)

〔史料2〕『紀』崇神七年二月辛卯条

詔曰、昔我皇祖、大啓鴻基。其後、聖業逾高、王風輒盛。不意、今当朕世、數有災害。恐朝無善政、取咎於神祇耶。蓋命神龜、以極致災之所由也。於是、天皇乃幸于神浅茅原、而会八十万神、以下問之。是時、神明憑倭迹々日百襲姬命曰、天皇、何憂国之不治也。若能敬祭我者、必当自平矣。天皇問曰、教如此者誰神也。答曰、我是倭国域内所居神、名為大物主神。時得神語、隨教祭祀。然猶於事無驗。天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿内、而祈之曰、朕礼神尚未尽耶。何不享之甚也。冀亦夢裏教之、以畢神恩。是夜夢、有一貴人。对立殿戸、自称大物主神曰、天皇、勿復為愁。国之不治、是吾意也。若以吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣。亦有海外之国、自当歸伏。

〔史料3〕『紀』崇神七年八月己酉条

倭迹速神浅茅原目妙姬・穗積臣遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君、參人共同夢、而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田々根子命、為祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市、為祭

倭大国魂神主、必天下太平矣。天皇得夢辭、益歎於心。布告天下、求大田々根子、即於茅渟泉陶邑得大田々根子而貢之。天皇、即親臨于神浅茅原、会諸王卿及八十諸部、而問大田々根子曰、汝其誰子。对曰、父曰大物主大神。母曰活玉依媛。陶津耳之女。亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也。天皇曰、朕当榮樂。乃卜使物部連祖伊香色雄、為神班物者、吉之。又卜便祭他神、不吉。

〔史料4〕『紀』崇神七年十一月己卯条

命伊香色雄、而以物部八十瓮、作祭神之物。即以大田々根子、為祭大物主大神之主。又以長尾市、為祭倭大国魂神之主。然後、卜祭他神、吉焉。便別祭八十万群神。仍定天社・国社、及神地・神戸。於是、疫病始息、国内漸謐。五穀既成、百姓饒之。

〔史料5〕『紀』崇神八年四月乙卯条

以高橋邑人活日、為大神之掌酒。(掌酒。此云佐介弭苔。)

〔史料6〕『紀』崇神八年十二月乙卯条

天皇、以大田々根子、令祭大神。是日、活日自拳神酒、献天皇。(略)即開神宮門、而幸行之。所謂大田々根子、今三輪君等之始祖也。

まず、史料1には、崇神天皇の時代に疫病が流行し、人民の多くが死に絶えようとしていた。天皇はこれを憂いて占いを行うと、大物主神が現れ、これは自分の崇りであり、大田々根子に自分を祭らせるならば、崇りは収まるだろうと告げた。そこで天皇は、河内美努村に彼を捜し出し、大物主神を祭らせたところ、疫病が収まったとある。一方、『紀』でも話の大筋は共通している。すなわち、崇神天皇の時代に疫病が流行したため、天皇が占いを行うと、大物主神が倭迹迹日百襲姫命に神懸かりして、これは自分の崇りであると

告げた。天皇は神託に従って祭祀を行ったが、効験は得られなかった。すると、天皇の夢に大物主神が再び現れ、自分の子孫である大田々根子に祭らせるよう告げた(史料2)。天皇が神託を受けたのと同じ日に、倭迹速神浅茅原目妙姫・大水口宿禰・伊勢麻績君ら三人も同じ夢を見たという。そこで、天皇は大田々根子を捜索させ、茅渟県陶邑に彼を見つけ出した(史料3)。そして、彼に祭祀を行わせると、神託のとおり疫病が収まった(史料4)。さらに翌年には、高橋邑の活日という人物を大神の掌酒に任命した上で(史料5)、大田々根子に再び大物主神を祭らせ、活日は天皇に神酒を献上したという(史料6)。これらは、三輪山における祭祀の起源譚である。と同時に、祭祀を担当した大田々根子が大神氏の祖とされていることから(史料1・6傍線部)、そこには大神氏が王権に奉仕する正統性の主張も含まれていると理解できる。

さて、『紀』持統五年(六九二)八月辛亥条には「詔十八氏(大三輪(略)上進其祖等墓記」とあり、大神氏を筆頭とする計十八氏に「墓記」の撰進が命じられている。このことから坂本太郎は、『紀』に載録されている氏族に関連する記事を詳細に分析し、各氏族の「墓記」に典拠を持つと思われるものを抽出した。ただし、この説話に關しては、ほぼ同じ内容が『記』に載録されていること、また、かりにこの説話が大神氏の「墓記」から取られたものであるならば、これを素材としていない『記』にも同内容の説話が載録されているのは不自然であることから、この説話は「墓記」に拠るものではなく、すでに「旧辞」に存在したと推測している。「旧辞」の性格については、いまなお議論があるが、史料1に「神君」、史料6に「三輪君」とあるように、これらの記事には、大神氏のウジナに「大」が付される以前の古い表記が用いられていることから、この説話の原形は少なくとも天武朝以前に成立していた可能性が高い。つまり、大田々

根子によって三輪山祭祀が開始されたという伝承や、大田々根子と大神氏らの祖とする系譜観念は、『記』『紀』の編纂段階で作成されたのではなく、少なくともそれ以前から何らかの原形が存在しており、『記』『紀』ともにそれに拠ったと考えられる。

(2) 大友主

大田々根子の次に見える大神氏の人物としては、大友主が挙げられる。この人物は、『粟鹿大明神元記』(以下『元記』)では大田々根子の子とされている。また、『先代旧事本紀』卷四「地祇本紀」(以下『地祇本紀』)では大田々根子の孫、『大神朝臣本系牒略』『三輪高宮家系図』(以下『本系牒略』『高宮系図』)では、大田々根子の三世孫となっている。

【史料7】『紀』垂仁三年三月条

新羅王子天日槍來帰焉。將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石棒一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并七物。則藏于但馬国、常為神物也。へ二云、初天日槍、乘艇泊于播磨国、在於完粟邑。時天皇遣三輪君祖大友主、与倭直祖長尾市於播磨、而問天日槍曰、汝也誰人、且何国人也。天日槍对曰、僕新羅国主之子也。然聞日本国有聖皇、則以己国授弟知古而化帰之。仍貢獻物、葉細珠、足高珠、鵜鹿鹿赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狭浅大刀、并八物。仍詔天日槍曰、播磨国完粟邑、淡路島出浅邑、是二邑、汝任意居之。時天日槍啓之曰、臣將住処、若垂天恩、聽臣情願地者、臣親歷視諸国、則合于臣心、欲被給、乃聽之。於是、天日槍自菟道河派之、北入近江国吾名邑而暫住。復更自近江経若狭国、西到但馬国、則定住処也。是以、近江国鏡谷陶人、則天日槍之從人也。故

天日槍娶<sub>二</sub>但馬出嶋人、太耳女麻多鳥、生<sub>二</sub>但馬諸助<sub>一</sub>也。諸助生<sub>二</sub>但馬日檣杵、日檣杵生<sub>二</sub>清彦、清彦生<sub>二</sub>田道間守<sub>一</sub>也。〕

【史料8】『紀』仲哀九年二月丁未条

天皇忽有<sub>二</sub>痛身<sub>一</sub>、而明日崩。時年五十二。即知、不用<sub>二</sub>神言<sub>一</sub>而早崩。〔一云、天皇親伐<sub>二</sub>熊襲<sub>一</sub>、中<sub>二</sub>賊矢<sub>一</sub>而崩也。〕於是、皇后及大臣武内宿禰、匿<sub>二</sub>天皇之喪<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>。則皇后詔<sub>二</sub>大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連・大伴武以連<sub>一</sub>曰、今天下未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>天皇之崩<sub>一</sub>。若百姓知之、有<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>者乎。則命<sub>二</sub>四大夫<sub>一</sub>、領<sub>二</sub>百寮<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>宮中<sub>一</sub>。窃收<sub>二</sub>天皇之屍<sub>一</sub>、付<sub>二</sub>武内宿禰<sub>一</sub>、以從<sub>二</sub>海路<sub>一</sub>遷<sub>二</sub>穴門<sub>一</sub>。而殯<sub>二</sub>于豊浦宮<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>无火殯斂<sub>一</sub>。〔无火殯斂、此謂<sub>二</sub>褒那之阿餓利<sub>一</sub>。〕

史料7には、新羅から来訪した天日槍を尋問するために、倭直の祖の長尾市とともに播磨へ派遣されたとある。一方、史料8には、仲哀天皇が崩じた際、神功皇后と武内宿禰の命を受けて、中臣烏賊津連・物部膽咋連・大伴武以連らとともに、宮中を警護したとある。

まず、史料8において、大友主は「四大夫」の一人として登場している点に注目したい。先行研究においては、大神氏がいわゆる大夫層を構成する氏族であった可能性が指摘されている<sup>15)</sup>。後述するように、三輪君逆が敏達天皇の寵臣として活躍していることなどを踏まえるならば(史料18・後掲)、この理解は首肯すべきである。ただし、ここで問題となるのは、「四大夫」の氏族構成である。ここで「四大夫」とされているのは、中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連・大伴武以連の四人である。それに対して、朱鳥元年(六八六)の天武天皇の殯においては、石上朝臣麻呂が法官、大三輪朝臣高市麻呂が理官、大伴宿禰安麻呂が大蔵、藤原(中臣)朝臣大嶋が兵政官の誅をそれぞれ奏上しており(史料38・後掲)、順番は異なるものの、

大神(大三輪)・物部(石上)・大伴・中臣(藤原)の各氏がそろって見えている。また、史料8には「大三輪」とあるが、冒頭でも述べた通り、これは天武朝頃から用いられるようになった後次のな氏姓表記である。これらの点を踏まえるならば、この記事における「四大夫」の氏族構成には、七世紀末における議政官のそれが反映している<sup>16)</sup>と見て間違いない。この記事の内容が全て創作とは言い切れないが、少なくともこの「四大夫」が仲哀天皇の殯宮に奉仕したという点は、『紀』編纂段階において付加された要素であると考えられる。

一方、史料7には「三輪君」とある。これは先の記事とは異なり、「大」が付される以前の古い氏姓表記を留めている。ちなみに、大友主と行動をともししている長尾市は、ここでは「倭直」の祖とされているが、大倭氏の氏姓表記も、もとは「倭直」であり、ついで「倭連」に改姓し(『紀』天武十年(六八二)四月庚戌条・十二年(六八三)九月丁未条)、『紀』天武十四年(六八五)六月甲午条より後は「大倭連」という表記に固定されている。このように史料7は、大神氏・大倭氏ともに古い氏姓表記(三輪君・倭直)で記されていることから、天武朝以前に成立していた大神氏・大倭氏の祖先伝承に依拠していると考えられる。

さらに、史料7では、大友主は「三輪君祖」とされているが、前掲した『紀』崇神八年十二月乙卯条(史料6)では、大田々根子にも「三輪君等」之始祖」と記されている。この「等」の中には、前掲した『記』崇神段(史料1)に「此意富多泥古命者、神君・鴨君之祖」とあるほか、『紀』神代第八段一書第六に「此大三輪之神也。此神之子。即甘茂君等大三輪君等」、『姓氏録』大和神別賀茂朝臣条に「大神朝臣同祖。大国主神之後也。大田田禰古命孫大賀茂都美命。(一名大賀茂足尼)奉齋賀茂神社也」、『同』撰津国神別神人条に「大国

主命五世孫大田々根子命之後也」、「同」未定雜姓 大和国 三歲祝条に「大物主神五世孫意富太多根子命之後也」などがあること<sup>(17)</sup>から、鴨氏をはじめとする複数の氏族が含まれていることが分かる。つまり、大田々根子は大神氏と他氏との共通の祖とされているのに対し、大友主は大神氏単独の祖ということになる。<sup>(18)</sup>このことは、大神氏をはじめに祖と仰いでいたのはむしろ大友主であり、のちに大神氏が他氏と同祖系譜を形成するに当たって、それらの共通の祖として大田々根子という新しい神格が創出されたことを示すと考えられる。<sup>(19)</sup>これまでの議論では、大田々根子が『記』では「河内之美努村」（史料1）、『紀』では「茅渟県陶邑」（史料3）で発見されたところから、これを祖とする大神氏も本来はこの地方を本拠としており、後から三輪山麓地域に移住してきたとする説が見られたが、上記のように考えるならば、こうした見方は成立しないことになる。この点については、大神氏の氏族系譜の形成過程とあわせて、別稿で詳論したい。

(3) 石床

『本系牒略』と『高宮系図』には、大友主の子に志多留という人物が見える。ただし、この人物は他に見えず、系譜史料でも特に事績が伝えられていないことから、実在性は低いと見られる。その後、『高宮系図』には、大友主の孫の代に石床という人物を載せている。この人物についても尻付がなく、他史料にも見えないため、同様に実在性は乏しい。

ただし、石床という名前からは、三輪山祭祀で磐座として用いられた巨石が連想される。たとえば、平群坐石床神社<sup>(20)</sup>（『延喜式神名帳』大和国平群郡条）は、かつては崖面に露頭した巨大な岩を御神体としていたと伝えられており、旧社地および現社地には、現在も多数

の巨石が確認できる。このように「石床」とは、古代から磐座などの巨石を指す言葉であったことが知られる。

また、大神氏には複姓氏族が多く見られる。たとえば、神護景雲二年（七六八）に一齐に大神朝臣に改姓した大神引田氏・大神私部氏・大神波多氏が挙げられる。

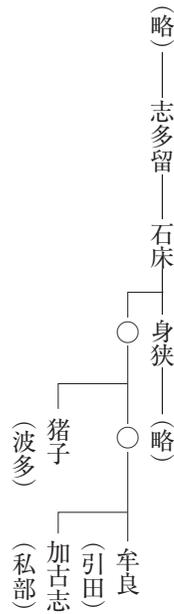
【史料9】『続紀』神護景雲二年（七六八）二月壬午条

大和国人從七位下大神引田公足人・大神私部公猪養・大神波多公石持等廿人、賜三姓大神朝臣。<sup>(21)</sup>

これは、大神引田氏・大神私部氏・大神波多氏らが大神朝臣へ改姓した記事である。このうち大神引田氏の「引田」は、大和国城下郡辟田郷（現在の奈良県桜井市白河付近）の地名に由来すると見られる。この地には曳田神社が鎮座しており（『延喜式神名帳』大和国城上郡条）、のちには高句麗に大使として派遣された三輪引田君難波麻呂が見える（『紀』天武十三年（六八四）五月戊寅条）。次に、大神私部氏の「私部」とは、皇妃一般の経済基盤として置かれた部であり、『紀』敏達六年（五七七）二月甲辰条に設置記事が見える。<sup>(22)</sup>大神私部氏は、全国に置かれた私部を管掌した中央伴造とされている。さらに、大神波多公の「波多」は、『延喜式神名帳』大和国高市郡条に波多神社が見えることから、現在の奈良県高市郡明日香村冬野付近に比定されている。阿部武彦氏は、これらの三氏は天武朝に大神氏が朝臣に改姓した際、その範囲に漏れた氏族であり、本宗に近い氏族であったと推測している。<sup>(23)</sup>たしかに、大神氏の複姓氏族は八世紀後半頃から頻繁に改姓を行うようになるが、その中でもこの三氏は早い段階で改姓しており、しかも本宗と同じ大神朝臣を名乗ることを許されている。また、ここに見える三人はいずれも大和国の人とされており、いわゆる大神氏の本宗との間に地縁的な結びつきも想定される。このことから、これら三氏は大神氏の本宗と比

較的近い関係にあった氏族と見て差し支えない。

その上で注目されるのは、これらの氏族が『高宮系図』において、いずれも石床から分岐した点になっている点である。これを図示するならば、次のようになる。



すなわち、石床の孫の猪子に「波多君之祖也」、石床の四世孫の牟良・加古志にそれぞれ「引田君之祖也」「私部君之祖也」という尻付が記されている。このように、後の時代に活躍が確認できる大神氏の複姓氏族の祖は、すべて石床を起点に分岐しているのである。とするならば、この石床という人物は、これら三つの複姓氏族の系譜が大神氏の本宗と結び付けられた際、三輪山祭祀の象徴ともいえる磐座をもとにして創出された可能性が高い。その時期は、改姓後に系譜の結合が行われたと仮定するならば、早く見積もっても八世紀後半ということになる。この時期から九世紀初頭にかけては、諸氏族がたびたび本系帳を作成・提出しており、『弘仁私記』序文、『中臣氏系図』所引「延喜本系解状」、『後紀』延暦十八年(七九九)十二月戊戌条など、弘仁六年(八一五)には『姓氏録』が完成するなど、氏族再編の動きが活発化したことが知られている。こうした情勢の中で、大神氏の系譜に対しても修正・調整が加えられていったと考えられる。

### 三 五～六世紀代の大神氏

#### (1) 身狭

前章では伝承上の人物を概観したが、次に実在の人物について見ていきたい。まず『本系牒略』では志多留の子、『高宮系図』では石床の子に、身狭という人物が見える。志多留・石床は伝承上の人物であるが、この身狭は大神氏(の前身集団)の中で最初に実在した人物の可能性がある。

#### 【史料10】『紀』雄略即位前紀

御馬皇子、以<sub>三</sub>会善<sub>三</sub>三輪君身狭<sub>一</sub>故、思<sub>三</sub>欲遣<sub>三</sub>慮而往<sub>一</sub>。不意、道逢<sub>三</sub>邀軍<sub>一</sub>、於<sub>三</sub>三輪磐井側<sub>一</sub>逆戰。不<sub>レ</sub>久被<sub>レ</sub>捉。臨<sub>レ</sub>刑指<sub>レ</sub>井而詛曰、此水者百姓唯得<sub>レ</sub>飲焉。王者独不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>飲矣。

この記事は、御馬皇子がかねてから親交のあった三輪身狭のもとに向かおうとしたところ、途中で大泊瀬皇子(のちの雄略天皇)の軍勢に待ち伏せされ、三輪磐井の地で戦ったが、敗れて捕らえられた。そして、処刑されるに及んで近くの井戸を詛った、という内容である。この前段には、大泊瀬皇子が皇位継承をめぐる、自らの同母兄にあたる八鈞白彦皇子・坂合黒彦皇子や、御馬皇子の同母兄にあたる市辺押磐皇子など、同世代の皇子を次々と殺害していったことが記されている。よって、御馬皇子が身狭のもとに向かったのは、次は自分の身に危険が及ぶことを察知して協力を求めるためであったと、少なくとも『紀』のストーリーにおいては推測される。ちなみに、身狭以前に『記』『紀』に登場した大田々根子や大友主は、ともに大神氏の「祖」とされていたのに対し(史料1・6)、身狭以降はその記載が見られないことから、身狭とそれ以前の人物との

間には、その実在性に段階差が看取される。

この記事には、身狭や三輪磐井など、具体的な人名・地名が見えている。このことから、この記事は大神氏の「墓記」から出た可能性が指摘されている。たしかに、その可能性はあるが、大神氏の「墓記」から出たのであれば、大泊瀬皇子と御馬皇子の皇位継承争いが話の本筋として描かれ、肝心の大神氏の人物が何の活躍も見せず、単なる脇役で登場するというのは不自然である。そこで、同じく天皇の飲食の禁忌に関わる次の記事と比較してみよう。

【史料11】「紀」武烈即位前紀

大伴金村連謂「太子」曰、「眞鳥賊、可撃。請討之。太子曰、天下將乱。非希世之雄、不能濟也。能安之者、其在連乎。即与定謀。於是、大伴大連、率兵自將、围大臣宅。縱火燔之。所擄雲靡。眞鳥大臣、恨事不濟、知身難免。計窮望絶。広指臨詛。遂被殺戮。及其子弟。詛時唯忘「角鹿海塩」、不以為詛。由是、角鹿之塩、為「天皇所食」。余海之塩、為「天皇所忌」。

この記事は、武烈天皇と大伴金村が平群眞鳥を討伐した記事である。大伴金村の兵に邸宅を囲まれた平群眞鳥は、もはや逃げられないことを悟り、塩を詛って死んだが、角鹿の塩だけは忘れて詛わなかった。そのため角鹿の塩は天皇の食用となり、他の産地の塩は天皇の忌むところとなったという。ここでは眞鳥が塩を詛った後で殺害されたことが明記されており、また眞鳥による呪詛行為が、角鹿の塩のみが天皇の食用とされていることの起源の説明になっている。

それに対して史料10は、御馬皇子が三輪磐井の水を詛った結果、天皇にいかなる影響があったのかについて言及していない。それどころか、彼は「臨刑」とあるのみで、最終的に処刑されたのかどう

かも定かでない。特に後者については、大泊瀬皇子が討伐した他の人物たちの描写と比較するならば、極めて対照的である。具体的には、八釣白彦皇子は「皇子見其欲害默坐不語。天皇乃拔刀而斬、葛城円坂合黒彦皇子・眉輪王は「天皇不許。縱火燔宅。於是。大臣与黒彦皇子。眉輪王。俱被燔死」、市辺押磐皇子は「即射殺市辺押磐皇子」、佐伯部売輪は「天皇尚誅之」などであり(「紀」雄略即位前紀)、いずれも大泊瀬皇子によって殺害されたことが明記されている。

とするならば、史料10のもとなった原伝承には続きが存在しており、そこに三輪磐井の水の呪詛に関わる顛末や、大神氏に関する具体的な内容(推測するならば身狭の活躍など)が伝えられていたのではあるまいか。それが「紀」編纂段階で取捨選択が行われた際、皇位継承争いに関わる部分のみが抜粋・載録され、それ以外の部分は削除されてしまったと考えられる。このような経緯を想定するならば、身狭が特に何の役割も果たさない脇役として描かれている点についても、整合的に理解することができる。

さて、雄略天皇の時代には、大神氏や三輪山に関係する説話が複数見られる。以下、三件の記事を見てみよう。

【史料12】「紀」雄略十四年三月条

命「臣連」迎「吳使」。即安「置吳人於檜隈野」。因名「吳原」。以「衣縫」兄媛、奉「大三輪神」。以「弟媛」為「漢衣縫部」也。漢織・呉織衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也。

【史料13】「紀」雄略七年七月丙子条

天皇詔「少子部連」螺贏。曰、「朕欲見三諸岳神之形。(或云、此山之神為「大物主神」也。或云、菟田墨坂神也。)汝奮力過人。自行捉來。螺贏答曰、試往捉之。乃登三諸岳、捉取大蛇、奉「示」天皇。天皇不「齋戒」。其雷虺虺。目精赫赫。天皇畏、蔽「目不見」、却「入殿中」。使「放」於岳。仍改賜「名」為「雷」。

## 【史料14】「記」雄略段

亦一時、天皇遊行。到於美和河之時、河辺有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女、汝者誰子、答曰、己名謂引田部赤猪子。爾令詔者、汝不嫁夫。今將喚而、還坐於宮。故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲。於是赤猪子以為、望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更無所持。然非顯待情、不忍於怙而、令持百取之机代物、參出貢獻。然天皇、既忘先所命之事。問其赤猪子曰、汝者誰老女。何由以參來。爾赤猪子答曰、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歲。今容姿既耆、更無所持。然顯自己志以參出耳。於是天皇、大驚、吾既忘先事。然汝守志待命。徒過盛年、是甚愛悲。心裏欲婚、憚其極老、不得成婚而、賜御歌。其歌曰、

美母呂能。伊都加斯賀母登。賀斯賀母登。由由斯伎加母。  
加志波良袁登賣。

(御諸の 巖白梶がもと 白梶がもと ゆゆしきかも 白梶原童女)

又歌曰、  
比氣多能。和加久流須婆良。和加久閑爾。韋泥互麻斯母能。

淤伊爾祁流加母。  
(引田の 若栗栖秦 若くへに 率寝てましもの 老いにけるかも)

爾赤猪子之泣淚、悉濕其所服之丹摺袖。答其大御歌、而歌曰、  
美母呂爾。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多爾加母余良牟。  
加微能美夜比登。

(御諸に つくや玉垣 つき余し 誰にかも依らむ 神の宮人)

又歌曰、

久佐延能。伊理延能波知須。波那婆知須。微能佐加理毘登。  
登母志岐呂加母。

(日下江の 入江の蓮 花蓮 身の盛り人 羨しきろかも)

爾多祿給其老女以返遣也。故、此四歌、志都歌也。

まず、史料12には、衣縫兄媛という人物を大三輪神に奉仕させたところ。このことから、雄略天皇の時代に大三輪神が信仰され、三輪山において祭祀が執り行われていたことがうかがえる。これ以前の三輪山祭祀に関する記事(史料1～6)は、いずれも伝承の域に留まるものであった。しかし、三輪山の山中・山麓に散在する祭祀遺跡群の出土遺物は、一部に四世紀後半に遡ると思われるものも含まれるが、そのほとんどは五世紀後半から六世紀中葉の年代を示すことが報告されている<sup>26</sup>。また、前述の通り、『記』『紀』に登場する大神氏の中で、実在した可能性が格段に高まるのは、『紀』雄略即位前紀(史料10)に見える身狭からである。したがって、この記事は、三輪山祭祀が実際に行われていたことが史料上確認できる最も古い記事ということになる。

次に、史料13は、少子部螺贏の説話である。雄略天皇が三諸岳(三輪山)の神を見たいと思ひ、少子部螺贏にこれを捕らえて来るように命じた。螺贏は三諸岳に登って大蛇を捕らえ、天皇に献上しようとした。しかし、天皇は斎戒していなかったため、大蛇は雷を鳴らし、その目を爛々と光らせた。これを恐れた天皇は殿中に退き、そのまま大蛇を三諸岳に放させた。そして「雷」という名を賜ったという。この記事からは、三輪山に神が住んでおり、その神の正身は大蛇であると認識されていたことがうかがえる。また、この記事では、大蛇が天皇に対して威嚇を行い、天皇はその姿を見ることができなかつたとされている。このことは『紀』崇神七年二月辛卯条(史料2)

において、崇神天皇が自ら大物主神を祭っても効験が得られなかったことを想起させる。ここからは、大三輪神の崇神としての性質を読み取ることができよう。<sup>27)</sup>

なお、上記の記事の末尾に見える「雷」について付言しておきたい。この末尾の一文には、よく知られているように、二つの解釈がある。すなわち、少子部螺贏が少子部「雷」に改名したする解釈と、あるいは三諸岳を「雷」丘に改名したとする解釈である。『新撰姓氏録』山城諸蕃 秦忌寸条には「小子部雷」とあり、前者を採用している。一方、『日本霊異記』（以下『霊異記』）上巻第一縁「捉雷縁」には、同じように少子部螺贏が大蛇を捕らえる話が載録されているが、こちらは三諸岳（三輪山）とは関係がなく、飛鳥の雷丘の地名起源譚となっており、後者を採用していると思われる。このように、すでに平安時代には二通りの解釈が行われていたことが確認できる。そこで次の記事に注目したい。

【史料15】『紀』雄略六年三月丁亥条

天皇欲<sub>下</sub>使<sub>下</sub>后妃親桑、以勸<sub>中</sub>蠶事<sub>上</sub>。爰命<sub>二</sub>螺贏<sub>一</sub>。〈螺贏、人名。此云<sub>二</sub>須我屢<sub>一</sub>。〉聚<sub>二</sub>国内蠶<sub>一</sub>。於是、螺贏、誤聚<sub>二</sub>嬰兒<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>獻天皇<sub>一</sub>。天皇大咲、賜<sub>二</sub>嬰兒於螺贏<sub>一</sub>。曰、汝宜自養。螺贏即養<sub>二</sub>嬰兒於宮墻下<sub>一</sub>。仍賜<sub>レ</sub>姓、為<sub>二</sub>少子部連<sub>一</sub>。

これは、史料13の前段に置かれている記事であり、同じく少子部螺贏の話である。雄略天皇が草香幡梭姫皇后に養蚕を行わせるため、螺贏に命じて全国から蚕を集めさせたが、螺贏は誤って嬰兒を集めて献上した。そこで天皇は、螺贏に嬰兒を与えて養育させ、少子部連の姓を賜ったとある。この記事を、史料13と比較するならば、末尾の一文がそれぞれ「仍賜姓為少子部連」（史料15傍線部）、「仍改賜名為雷」（史料13傍線部）となっており、二つの記事は対応関係にあることが分かる。つまり、この二つの記事は、ともに少子部氏

の家記から出たものであり、前者は少子部螺贏の「姓」について、後者は「名」についての由来を述べたものと考えることができるとはしたが、この「雷」という名前を賜ったのは、三諸岳（三輪山）ではなく、少子部螺贏であることが判明する。おそらく『霊異記』の説話は、『紀』の成立後に二つの記事の対応関係が意識されなくなった結果、雷丘の地名起源譚として新たな解釈がなされたものと推測される。

最後に、史料14は、引田部赤猪子の説話である。雄略天皇が美和川を通った際、川辺で衣服を洗っている女性がいた。天皇が名前を問うと、女性は引田部赤猪子と答えた。天皇は赤猪子に対して、まもなく自分の妻を迎えるので、未婚のままでもいいように伝えた。その後、赤猪子は天皇からの連絡を待っていたが、何の音沙汰もないまま八十年が過ぎた。赤猪子は自分の思いを伝えるため参内したが、天皇は彼女のことを覚えていなかった。赤猪子が事情を説明すると、天皇はたいそう驚き、自分を長年待っていたことを不憚に思っ歌を賜った。その歌に感動した赤猪子も、返歌を送った。そして、天皇は赤猪子に多くの賜物を与えたという。この説話で天皇と赤猪子が出会った美和川（三輪川）とは、後で触れる『万葉集』九一一七七〇・一七七七一の題詞にも見えており、初瀬川の中でも三輪山の南西麓付近の流れを指している。また、引田部赤猪子の「引田」は、前述した大和国城下郡辟田郷（現在の奈良県桜井市白河付近）に因むと見られる。

ここで注目したいのは、この説話に見える歌謡の中で、赤猪子が巫女にたとえられている点である。天皇と赤猪子がやりとりした計四首のうち、第一首では、天皇が赤猪子のことを、御諸山（三輪山）に生えている榎の木のように、神聖で近づくことができな「御諸の白袴原童女」と詠んでいる。また、第三首では、赤猪子が自身の

ことを、御諸山(三輪山)に玉垣を築き、神のもとを離れず長年奉仕してきた「神の宮人」と詠んでいる。これらの表現からは、雄略天皇の時代に三輪山(の樹木)が神聖視されていたこと、さらには三輪山で行われる祭祀に未婚の女性が奉仕していた(少なくとも『記』編者がそのように認識していた)ことが読み取れる。<sup>29)</sup> さらに、このうち前者は雄略天皇と大蛇の関係(史料13)、後者は大三輪神に対する衣縫兄媛の奉仕(史料12)と、それぞれ共通している点で注目される。したがって、史料12・13・14からは、それぞれあくまでも部分的かつ間接的にはあるが、五世紀後半における三輪山祭祀のあり方の一端を伝えている可能性がある。

## (2) 特牛

『記』『紀』には見えないが、『本系牒略』と『高宮系図』には、身狭の子に特牛という人物が見える。まず、『本系牒略』には、顕宗から欽明まで七代の天皇に仕えたとし、その尻付には「欽明天皇元年四月辛卯令<sup>二</sup>大神祭<sup>一</sup>。之四月祭始乎(字類抄)」と記されている。これに比べると、『高宮系図』の方は簡略な記載になっているが、やはり尻付の末尾には「金刺宮御宇元年四年辛卯令<sup>レ</sup>祭<sup>二</sup>大神<sup>一</sup>。是四月祭之始也」とある。この「四月祭」とは、四月の上卯の日に大神神社で執り行われる大神祭(延喜内蔵寮式)を指していると思われる。つまり、両書の特牛の尻付では、欽明元年(五四〇)に特牛が大三輪神に対する祭祀を行ったことが、のちの大神祭の起源となったとしている。ちなみに、これに対応する記事は『記』『紀』には見られない。

かつて『高宮系図』に着目した和田萃氏は、「特牛によって四月祭(大神祭)が開始されたという註記は、三輪君による三輪山祭祀が、欽明朝に始まったことを暗示している」と述べ、三輪山における祭

祀は大きく二段階に分けられるとする説を提唱している。<sup>29)</sup> すなわち、四世紀から五世紀にかけての三輪山は、王権が行う日神祭祀の祭場であり、また国見儀礼の舞台でもあったが、五世紀後半に伊勢神宮が創祀され、日神祭祀が伊勢の地で行われるようになる。三輪山での祭祀は衰退・中断した。このことにより、大三輪神は崇神としての性格を持つようになった。そして、六世紀中葉に至り、三輪山祭祀は大神氏の手によって崇神に対する祭祀として再興されたという。先に見た特牛尻付の記述は、大神氏による三輪山祭祀への関与が後次的なものであるとする点の最大の根拠となっている。

しかしながら、上記の論を立てるにあたって和田氏が引用したのは『高宮系図』であり、『本系牒略』には何ら言及していない。その理由は不明であるが、これまで長い間、大神氏の系譜史料としては『高宮系図』だけが頻用されており、一方の『本系牒略』は最近まで存在すら知られていなかったという経緯がある。いずれにしても『高宮系図』は『本系牒略』を修正・増補したものであることから、両書にほぼ同内容の記載が見られる場合には、むしろ基礎となった『本系牒略』の方を参照する必要がある。そこで改めて『本系牒略』における特牛の尻付を確認するならば、前述の通りその末尾には「字類抄」とある(傍線部)。「本系牒略」には、同じように尻付の後に書名を小字で記した箇所が頻見され、これは出典を示すと見られる。たとえば、大田々根子の尻付には「崇神天皇八年十二月卯日祭之始(書紀)」とあるが、この箇所は明らかに『紀』崇神八年十二月乙卯条(史料6)と指している。とするならば『本系牒略』の特牛の尻付は、「字類抄」に依拠して記されたと考えられる。この「字類抄」とは「色葉(伊呂波)字類抄」<sup>30)</sup> か、あるいはそのもとになった『世俗字類抄』などを指すと思われるが、これらは同じ書名でも、写本によって載録されている内容は大きく異なっていることもあり、特牛の尻付の

もとなつたと思われる記述は、現在のところ検出できていない。しかし、この当該箇所が大神氏の古い記録や伝承ではなく、あくまでも他書に拠っているとすれば、大神氏が三輪山祭祀に関与するのが六世紀中葉であるとする上記の推測は、再検討が必要になるであろう。

(3) 逆

次に見える大神氏の人物は、敏達天皇の寵臣として知られる三輪君逆である。『本系牒略』『高宮系図』では、特牛の子を逆としているが、出典は明らかでない。

【史料16】『紀』敏達十四年(五八五)六月条

馬子宿禰奏曰、臣之疾病、至今未愈。不蒙參宝之力、難可救治。於是、詔馬子宿禰曰、汝可独行弘法。宜断余人。乃以三尼、還付馬子宿禰。馬子宿禰、受而歡悅。嘆未曾有、頂礼三尼。新宮精舍、迎入供養。(或本云、物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連、俱謀滅弘法、欲燒寺塔、并棄佛像。馬子宿禰、諍而不從。)

【史料17】『紀』敏達十四年八月己亥条

天皇病彌留、崩于大殿。是時、起殯宮於広瀬。(略)三輪君逆、使隼人相距於殯庭。穴穗部皇子、欲取天下。発憤称曰、何故事死王之庭、弗事生王之所也。

【史料18】『紀』用明天皇(五八六)元年五月条

穴穗部皇子、欲奸炊屋姫皇后、而自強入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重璫宮門、拒而勿入。穴穗部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門。遂不聽入。於是、穴穗部皇子、謂大臣与三輪曰、逆無礼矣。於殯庭誅曰、不荒朝廷、淨如鏡面、臣治平奉仕。即是無礼。

方今天皇子弟多在。兩大臣侍。詎得恣情、專言奉仕。又余觀殯内、拒不聽入。自呼開門、七廻不応。願欲斬之。兩大臣曰、隨命。於是、穴穗部皇子、陰謀王天下之事、而口許在於殺逆君。遂与物部守屋大連、率兵圍繞磐余池辺。逆君知之、隱於三諸之岳。是日夜半、潛自山出、隱於後宮。(謂炊屋姫皇后之別業。是名海石榴市宮也。)逆之同姓白堤与横山、言逆君在処。穴穗部皇子、即遣守屋大連(或本云、穴穗部皇子与泊瀬部皇子、相計而遣守屋大連)曰、汝応往討逆君并其二子。大連率兵去。蘇我馬子宿禰、外聞斯計、詣皇子所、即逢門底。(謂皇子家門也。)將之大連所。時諫曰、王者不近刑人。不可自往。皇子不聽而行。馬子宿禰、即便隨去。到於磐余、(行至於池辺)而切諫之。皇子乃從諫止。仍於此処、踞坐胡床、待大連焉。大連良久而至。率衆報命曰、斬逆等訖。(或本云、穴穗部皇子、自行射殺。)於是、馬子宿禰、惻然頽歎曰、天下之乱不久矣。大連聞而答曰、汝小臣所不識也。(此三輪君逆者、詛語田天皇之所寵愛。悉委内外之事焉。由是炊屋姫皇后与蘇我馬子宿禰、俱發恨於穴穗部皇子。)

まず、行論の關係上、史料17・18を取り上げたい。これらは、逆が敏達天皇の殯宮を守護した記事である。史料17には、逆が隼人を率いて敏達天皇の殯宮を警護した。その時、皇位を狙っていた穴穗部皇子は逆に対して、なぜすでに亡くなった王(敏達)に奉仕し、生きて王(穴穗部)に奉仕しないのかと憤った、とある。一方、史料18には、穴穗部皇子が炊屋姫皇后(のちの推古天皇)を犯そうと、敏達天皇の殯宮に侵入を試みたが、逆は兵衛を率いて宮門を警護し、これを防いだ。門の中にいる逆に対して、穴穗部は開門するよう七回叫んだが、逆は応じなかった。そのため、穴穗部は蘇我馬

子と物部守屋に対して逆の無礼を告げ、物部守屋とともに兵を率いて逆の討伐に向かった。これを聞いた逆は、まず御諸岳(三輪山)の山中に隠れ、ついで後宮(炊屋姫皇后の別業)に身を隠した。しかし、同姓の白堤・横山が逆の居場所を密告したため、穴穂部は守屋に逆とその二人の子を殺害するよう命じ、逆のもとに再び軍勢を向かわせた。その後、守屋が戻って来て、逆たちを殺害したことを報告した。これを聞いた蘇我馬子は嘆いて、天下はまもなく乱れるだろうと言ったという。そして末尾には、逆は敏達天皇の寵愛するところであり、悉く内外のことを委ねられていた。穴穂部が逆を討つたことによって、炊屋姫皇后と蘇我馬子とともに穴穂部を恨んだ、とある。

このうち特に後者の記事では、逆は敏達天皇の「寵臣」あるいは「譚語田天皇之所寵愛」と記されており、敏達天皇に重用されていたことが知られる。逆の死を聞いた蘇我馬子が、天下が乱れることを危惧したとあることから、逆が当時の政局で大きな役割を果たしていたことがうかがえる。このように大神氏が台頭した背景として、先行研究では内廷との結びつきが指摘されている。すなわち、先にも触れたように、敏達六年(五七七)には、皇妃一般の経済基盤として私部が設置されている(『紀』敏達六年二月甲辰条)。また、大神氏の複姓氏族の中には、この「私部」をウジナに含む大神私部氏が見える(『統紀』神護景雲二年二月壬午条)。これらのことから中山薫氏は、逆が私部の設置に関与したと見ている<sup>(32)</sup>。同じく阿部武彦氏も、大神私部氏は私部の中央伴造であると理解した上で、大神氏は自らの同族から私部の管理者を輩出することによって、内廷と深い関係を結ぶに至ったと推測している<sup>(33)</sup>。

これに関連して注目されるのは、史料18において、守屋の軍勢の襲撃を知った逆が、炊屋姫皇后の別業に身を寄せている点である。

これは、炊屋姫皇后が自らにも関係する私部の設置に尽力した逆を信頼しており、そのために逆を一時的にかくまったことを示すと見られる。また、逆は敏達天皇から「内外之事」をことごとく委ねられていたとある。ここに見える「内外」という語は、国内と国外あるいは内官と外官を指して用いられることが多いが、たとえば『紀』安閑元年(五三四)七月辛酉条には「皇后、雖<sup>三</sup>体同<sup>三</sup>天子、而内外之名殊隔」とあるように、内廷と外廷の意味で用いた事例も確認される。よって、史料18の「内外」も同様に理解できるならば、このことも大神氏と内廷の関係を示すものとなる。こうした諸点を考え合わせるならば、大神氏は私部の設置を通じて内廷の経営に深く関わることで、六世紀中葉に台頭したと考えられる。

なお、史料18では、逆の居場所を密告した人物として、白堤・横山の二人が見える。両者は「同族」とされていることから、六世紀中葉段階において、大神氏は複数の系統に分かれていたこと、そしてその系統間で氏族内の主導権をめぐる争いが発生していたことがうかがえる。

次に、史料16には、仏教を信仰することを天皇から独占的に認められた蘇我馬子が、精舎(寺院)を建立し、三人の尼を迎え入れたが、物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連らがこれに反抗し、馬子の建立した寺や塔を焼き、仏像を廃棄しようとした、とある。この記事は、いわゆる崇仏論争記事の一つとして位置づけられており、仏教の受容に積極的であった蘇我氏と、否定的であった物部氏・中臣氏との対立の中で、大神氏も後者に与していたと理解するのが一般的である<sup>(34)</sup>。しかし、近年では、崇仏論争そのものの存在が疑問視されており、この記事についても、大神氏や物部・中臣両氏が神祇祭祀に深い関わりを持っていたという『紀』編者の歴史認識にもとづいて、これらの氏族が排仏派として一括記載された可能性が指摘

されている。たしかに、ここで大神氏の氏姓表記が「大三輪」となっていることは、この記事が天武朝以降に作成されたことを示している。それに対して、史料17・18には「三輪」とあることから、これらの記事は天武朝以前に成立した原史料に拠っているか、少なくとも史料16とは別の原史料に拠っていることが想定される。これらには大神氏が物部氏らと連携していた様子は見えず、先に見たように、むしろ逆は物部守屋によって攻め滅ぼされている。さらに、炊屋姫皇后と蘇我馬子が、逆を討った穴穂部皇子を恨んだとあることに注目したい。逆が私部の設置・管掌を通じて炊屋姫皇后にも重用されていたとするならば、皇后を通じて蘇我馬子とも近い関係にあったと推測される。したがって、これまでいわれてきたように、大神氏は物部氏や中臣氏と連携していたのではなく、むしろ蘇我氏と密接な結びつきを有していたと考えられる。少なくともこの記事から、大神氏をいわゆる排仏派の氏族と即断することはできない。

#### 四 七世紀代の大神氏

##### (1) 小鷦鷯

逆の後に『紀』に登場する大神氏の人物としては、小鷦鷯が見える。この人物は『本系牒略』では逆の弟、『高宮系図』では逆の子となっているが、いずれも出典は不明である。

【史料19】『紀』舒明八年(六三六)三月条

悉劾<sub>下</sub>奸<sub>上</sub>采女<sub>一</sub>者、皆罪之。是時、三輪君小鷦鷯、苦<sub>レ</sub>其推鞠<sub>一</sub>刺<sub>レ</sub>頸而死。

この記事には、采女を奸した者の取り調べが行われた際、小鷦鷯がその取り調べを苦に自殺したとある。おそらく彼は無実の罪を着

せられ、身の潔白を証明するために自ら命を断ったのであろう。また、逆が殺害されてから小鷦鷯の記事が見えるまで、およそ五十年にわたって大神氏の活躍が全く伝えられていない。このことは、逆の死を契機として、大神氏の勢力が衰退していたことをうかがわせる。前掲した史料18には、穴穂部皇子が物部守屋に対して「汝応往討逆君并其二子」と命じており、復命した守屋も「斬逆等訖」と奏上していることから、おそらくは逆だけでなくその二人の子までも殺害されたと思われる。このように後継者を失ったことも、勢力が低迷を続けた大きな要因になったと推測される。

##### (2) 文屋

小鷦鷯の次に見える大神氏の人物は、山背大兄王に仕えた文屋である。『本系牒略』では逆の子、『高宮系図』では小鷦鷯の子となっているが、これも先と同様に出自は知られない。

【史料20】『紀』皇極二年(六四三)十一月丙子条

蘇我臣入鹿、遣<sub>二</sub>小徳巨勢徳太臣・大仁土師娑婆連、掩<sub>二</sub>山背大兄王等於斑鳩。(略)山背大兄、仍取<sub>二</sub>馬骨、投<sub>二</sub>置内寢。遂率<sub>二</sub>其妃并子弟等、得<sub>レ</sub>間逃出、隱<sub>二</sub>膽駒山。三輪文屋君・舍人田目連及其女・菟田諸石・伊勢阿部堅経從焉。(略)由<sub>レ</sub>是、山背大兄王等、四五日間、淹<sub>二</sub>留於山、不<sub>レ</sub>得喫飲。三輪文屋君、進而勸曰、請<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>向於深草屯倉、從<sub>レ</sub>茲乘<sub>二</sub>馬、詣<sub>二</sub>東国、以<sub>二</sub>乳部<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>本、興<sub>レ</sub>師還戰。其勝必矣。(略)於是、山背大兄王等、自<sub>レ</sub>山還、入<sub>二</sub>斑鳩寺。軍将等即以<sub>二</sub>兵圍<sub>レ</sub>寺。於是、山背大兄王、使<sub>二</sub>三輪文屋君<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>軍将等<sub>一</sub>曰、吾起<sub>レ</sub>兵伐<sub>二</sub>入鹿者、其勝定之。然由<sub>二</sub>一身之故、不<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>殘<sub>二</sub>害百姓<sub>一</sub>。是以、吾之一身、賜<sub>二</sub>於入鹿、終与<sub>二</sub>子弟妃妾<sub>一</sub>、一時自経俱死也。

この記事によれば、蘇我入鹿が軍勢を遣わして山背大兄王を襲撃

した際、文屋は山背大兄王に従って宮を脱出し、生駒山の山中に隠れた。文屋は山背大兄王に対して、ここから深草屯倉を經由して東国へ逃れ、乳部を集めて兵を興し、引き返して戦うことを進言した。しかし、山背大兄王はこれを却下し、一行は斑鳩に戻った。再び軍勢に囲まれた山背大兄王は、文屋を通して敵兵に「自分が拳兵すれば必ず勝つだろうが、そのために人々を傷つけるわけにはいかない。自分で自分の身を入鹿に与える」と告げさせた後、一族・妃妾とともに自害したという。文屋の生死は記されていないが、おそらくは山背大兄王に付き従ったと思われる。

ここで文屋は、山背大兄王に付き従った臣下の筆頭に置かれていゝる。また、山背大兄王の最期の言葉を敵将に伝えるという、非常に重要な役割を果たしている。ただし、不可解なことに、同じく上宮王家滅亡の様子を載せる『上宮聖徳太子伝補闕記』などには、文屋は一切登場しない。このことについて、坂本太郎は「山背大兄王遭難の事件の大筋に、三輪文屋君の存在は必然の關係のないことを示すもの」とした上で、この記事が大神氏の「墓記」から取られたと推測している。<sup>(38)</sup> たしかに、山背大兄王と田村皇子(のち舒明天皇)のどちらが皇位を継承すべきかについて群臣が議論を行った際、山背大兄王を推した人物としては、境合部臣摩理勢・許勢臣大摩呂・佐伯連東人・紀臣塩手などがおり、このほかに三国王・桜井臣和慈古らが山背大兄王側から使者として派遣されているが(『紀』舒明即位前紀)、山背大兄王を支持したこれらの人々の中に文屋は見えてない。このことから、文屋がこの記事にのみ限定的に登場することが分かる。坂本が指摘したように、この記事は大神氏の「墓記」をもとにしていると見て間違いない。

### (3) 利金

文屋の次は、後述する高市麻呂の卒伝に利金という人物が見えている。彼は『本系牒略』『高宮系図』ともに文屋の子とされているが、これも出典は定かでない。

【史料21】『続紀』慶雲三年(七〇六)二月庚辰条

左京大夫従四位上大神朝臣高市麻呂卒。以<sub>二</sub>壬申年功<sub>一</sub>、詔贈<sub>二</sub>従三位<sub>一</sub>。大花上利金之子也。

この記事から、後述する高市麻呂はこの利金の子であることが知られる。利金が帯びている「大花上」は、大化五年(六四九)に制定され、天智三年(六六四)まで使用されていた冠位の第七等であり(『紀』大化五年二月条・天智三年二月丁亥条)、のちの正四位に相当する。これは、高市麻呂の極位が従四位上・贈従三位であるのとほぼ同等である。詳しい事情は不明であるが、逆が殺害された後、小鶴鶴・文屋と振るわなかった大神氏は、七世紀中葉の利金の代になって再び勢力を取り戻したことが分かる。

### (4) 子首

次に見えるのは、子首である。『本系牒略』では文室の弟である色夫の子、『高宮系図』では逆の弟である忍人の曾孫となっている。両書に見える系譜関係は大きく異なっていることから、実際の系譜関係は不明とするのが穏当である。なお、この子首は大神氏のいわゆる本宗ではなく、複姓氏族である大神真神田氏の出身である。「真神田」は、地名に由来するものと思われる。法興寺を建立した地を「飛鳥真神原」と名付けたことから(『紀』崇峻元年(五八八)是年条)、現在の奈良県高市郡明日香村飛鳥付近に比定されている。

【史料22】『紀』天武元年(六七二)六月甲申条

越<sup>三</sup>大山、至<sup>三</sup>伊勢鈴鹿。爱国司守三宅連石床・介三輪君子首、及湯沐令田中臣足麻呂・高田首新家等、参<sup>三</sup>遇于鈴鹿郡。則且<sup>三</sup>發<sup>三</sup>五百軍、塞<sup>三</sup>鈴鹿山道。

【史料23】『紀』天武元年七月辛卯条

天皇遣<sup>三</sup>紀臣阿閉麻呂・多臣品治・三輪君子首・置始連菟、率<sup>三</sup>數萬衆、自<sup>三</sup>伊勢大山、越<sup>三</sup>之向<sup>レ</sup>倭。

【史料24】『紀』天武五年(六七六)八月是月条

大三輪真上田子人君卒。天皇聞之大哀。以<sup>三</sup>壬申年之功、贈<sup>三</sup>内小紫位。仍謚曰<sup>三</sup>大三輪真上田迎君。

【史料25】『統紀』大宝元年(七〇一)七月壬辰条

勅、親王已<sup>レ</sup>下、准<sup>三</sup>其官位、賜<sup>三</sup>食封。又壬申年功臣、隨<sup>三</sup>功第亦賜<sup>三</sup>食封。並各有<sup>レ</sup>差。又勅、先朝論<sup>レ</sup>功行<sup>レ</sup>封時、賜<sup>三</sup>村国小依百廿戸、當麻公国見・郡犬養連大侶・榎井連小君、書直知徳・書首尼麻呂・黄文造大伴・大伴連馬來田・大伴連御行・阿倍普勢臣御主人・神麻加牟陀君兒首一十人各一百戸、若按部臣五百瀬(略)四人各八十戸。凡十五人、賞雖<sup>三</sup>各異、而同居<sup>三</sup>中第一。宜<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>四分之一<sup>レ</sup>伝<sup>レ</sup>子。又皇大妃・内親王及女王・嬪封各有<sup>レ</sup>差。

まず史料22・23では、子首は壬申の乱が勃発した際、伊勢介として大海人皇子を鈴鹿関に迎え、伊勢から大和へ侵攻している。ここには単に「三輪君」と記されていることから、この氏族はもとは大神氏の支流であり、壬申の乱の後に複姓を名乗るようになったと推測される。史料24は卒伝であり、天武天皇は子首の死を大いに悲んで内小紫位を追贈し、「迎」という諡を与えたという。この「迎」とは、大海人皇子を鈴鹿関で迎えた功績に由む名称と思われる。壬申年の功臣として褒賞を受けた人物は多いが、諡を賜ったのは彼が唯一の例であり、天武が子首の活躍をいかに高く評価していたかが

うかがえる。次の史料25では、天武朝の論功行賞で食封百戸を賜ったが、大宝令の施行後に改めて戦功の査定が行われ、四分の一を子に伝世することが認められている。禄令13功封条には「凡五位以上、以<sup>レ</sup>功食<sup>レ</sup>封者、其身亡者(略)中功減<sup>三</sup>四分之三<sup>レ</sup>伝<sup>レ</sup>子」とあり、大宝令も同文と推定されていることから、この時に子首の戦功が「中第一」とされたのは、大宝禄令にもとづく査定によると考えられている。<sup>(39)</sup>

ちなみに、子首以降の大神真神田氏は、約二百年間にわたって史料上に見えず、ようやく貞観から仁和年間にかけて全雄と良臣の兄弟が見える。

【史料26】『三代実録』貞観四年(八六二)三月己巳条

右京人左大史正六位上真神田朝臣全雄賜<sup>三</sup>姓大神朝臣。大三輪大田田根子命之後也。

【史料27】『三代実録』貞観五年(八六三)正月七日庚午条

左大史大神朝臣全雄、(略)等、並外徙五位下。

【史料28】『三代実録』貞観五年二月十日癸卯条

外徙五位下行左大史大神朝臣全雄為<sup>レ</sup>介。

【史料29】『三代実録』貞観六年(八六四)三月八日甲午条

外徙五位下行備後介大神朝臣全雄為<sup>レ</sup>但馬介。

【史料30】『三代実録』貞観八年(八六六)正月八日乙酉条

授<sup>三</sup>外徙五位下行但馬介大神朝臣全雄徙五位下。

【史料31】『三代実録』貞観十年(八六八)二月十七日辛巳条

散位徙五位下大神朝臣全雄為<sup>レ</sup>勘解由次官。

【史料32】『三代実録』仁和二年(八八六)正月七日丁亥条

左大史大神朝臣良臣(略)並外徙五位下。

【史料33】『三代実録』仁和二年正月十六日丙申条

外徙五位下行左大史大神朝臣良臣為<sup>レ</sup>肥後介。

【史料34】『三代実録』仁和二年二月廿一日辛未条

外従五位下行肥前介大神朝臣良臣為<sub>レ</sub>豊後介。

【史料35】『三代実録』仁和三年(八八七)三月乙亥条

授<sub>二</sub>豊後介外従五位下大神朝臣良臣<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是、良臣向<sub>レ</sub>官披訴。清御原天皇壬申年入<sub>二</sub>伊勢<sub>一</sub>之時、良臣高祖父三輪君子首、為<sub>二</sub>伊勢介<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>軍有功、卒後贈<sub>二</sub>内小紫位<sub>一</sub>。古之小紫位准<sub>二</sub>從三位<sub>一</sub>。然則、子首子孫、不可<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>外位<sub>一</sub>。於是、下<sub>二</sub>外記<sub>一</sub>而考<sub>二</sub>実之<sub>一</sub>。外記申明云、贈<sub>二</sub>從三位大神朝臣高市麻呂<sub>一</sub>。從四位上安麻呂・正五位上狛麻呂兄弟三人之後、皆叙<sub>二</sub>内位<sub>一</sub>。大神引田朝臣・大神楳田朝臣・大神掃石朝臣・大神真神田朝臣等、遠祖雖<sub>レ</sub>同、派別各異、不見<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>内位<sub>一</sub>之由。加之、神龜五年以降、有<sub>レ</sub>格、諸氏先叙<sub>二</sub>外位<sub>一</sub>、後預<sub>二</sub>内叙<sub>一</sub>。良臣姓大神真神田朝臣也。子首之後、至<sub>二</sub>于全雄、无<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>五位<sub>一</sub>者。今請叙<sub>二</sub>内一品、事乖<sub>二</sub>格旨<sub>一</sub>。勅、毀<sub>二</sub>良臣及故兄全雄外位告身<sub>一</sub>、特賜<sub>二</sub>内階<sub>一</sub>。

まず、史料26には、貞観四年(八六二)に真神田朝臣から大神朝臣へ改姓したことが見えている。子首の頃には「君」姓を名乗っていたことから、時期は不明であるが、貞観四年までの間に「君」から「朝臣」へ改姓したことが分かる。また、ここには真神田朝臣とあるが、これは「大神」を省略したに過ぎず、正式な氏姓は「大神真神田朝臣」(史料35)であったと思われる。

この兄弟で、全雄は正六位上↓外従五位下↓從五位下と昇進しているが(史料27(31)、良臣には外従五位下が与えられている(史料32)。そして、史料35には、仁和三年(八八七)に外位を不服とした良臣が、自分の祖先である子首が「内小紫位」を賜ったことを引き合いに出して官に訴え、それが認められて特に内階を賜ったことが見えている。ここで注目されるのは、大神引田・大神楳田・大神掃

石・大神真神田ら四氏の遠祖が同じであるとしている点である。この「遠祖」とは、史料26で大神真神田氏が「大三輪大田田根子命之後」とされていることから、大田々根子を指すと見られる。しかし、大神真神田氏以外の三氏については、『記』『紀』などには始祖に関する記事が見られない。また、この四氏のうち大神楳田氏については、本来は楳田勝を名乗っており(『統紀』天平十二年(七四〇)九月己酉条・天平十三年(七四二)閏三月乙卯条)、大神氏とは全く別個の氏族であった。楳田勝が大神楳田朝臣に改姓したのは、宝龜七年(七七六)とされていることから(『統紀』宝龜七年十二月庚戌条)、これら四氏の間に見られる同祖観念は、楳田氏が大神氏の複姓氏族に加わった後で形成された可能性が高い。先にも述べたが、八世紀後半から九世紀初頭は氏族再編の動きが活発になる時期である。こうした時代背景の中で、大神氏においても本宗・支流・複姓氏族などの再編が行われ、大田々根子を介した大神引田・大神楳田・大神掃石・大神真神田ら四氏の新しい同祖系譜が形成されたと考えられる。

#### (5) 高市麻呂

子首と並んで、壬申の乱において顕著な活躍をしたと伝えられているのが、高市麻呂である。『統紀』慶雲三年(七〇六)二月庚辰条(史料21)に見える卒伝から、利金の子であることが知られる。『本系牒略』『高宮系図』でも、利金の子となっている。

【史料36】『紀』天武元年(六七二)六月己丑条  
因乃命<sub>二</sub>吹負<sub>一</sub>拜<sub>二</sub>將軍<sub>一</sub>。是時、三輪君高市麻呂・鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如<sub>二</sub>響悉會<sub>一</sub>將軍麾下。乃規<sub>二</sub>襲<sub>二</sub>近江<sub>一</sub>。撰<sub>二</sub>衆中之英俊<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>別將及軍監<sub>一</sub>。

【史料37】『紀』天武元年七月是日条

三輪君高市麻呂・置始連菟、当<sub>二</sub>上道、戰<sub>三</sub>于箸陵。大破<sub>二</sub>近江軍、而乘<sub>一</sub>勝、兼斷<sub>二</sub>鯨軍之後。鯨軍悉解走、多殺<sub>二</sub>士卒。鯨乘<sub>二</sub>白馬<sub>一</sub>以逃之。馬墮<sub>二</sub>泥田、不能<sub>一</sub>進行。則將軍吹負、謂<sub>二</sub>甲斐勇者<sub>一</sub>曰、其乘<sub>二</sub>白馬<sub>一</sub>者、廬井鯨也。急追以射。於是、甲斐勇者馳追之。比<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>鯨、々急鞭<sub>二</sub>馬、々能拔<sub>一</sub>以出泥。即馳之得<sub>レ</sub>脱。將軍亦更還<sub>二</sub>本処<sub>一</sub>而軍之。自<sub>レ</sub>此以後、近江軍遂不<sub>レ</sub>至。

【史料38】『紀』朱鳥元年(六八六)九月是日条

直大参布勢朝臣御主人、誅<sub>二</sub>太政官事<sub>一</sub>。次直広参石上朝臣麻呂、誅<sub>二</sub>法官事<sub>一</sub>。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誅<sub>二</sub>理官事<sub>一</sub>。次直広参大伴宿禰安麻呂、誅<sub>二</sub>大藏事<sub>一</sub>。次直大肆藤原朝臣大嶋、誅<sub>二</sub>兵政官事<sub>一</sub>。

【史料39】『紀』持統六年(六九二)二月乙卯条

是日、中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、上<sub>レ</sub>表敢直言、諫<sub>二</sub>争天皇、欲<sub>レ</sub>幸<sub>二</sub>伊勢、妨<sub>中</sub>於農時<sub>上</sub>。

【史料40】『紀』持統六年三月戊辰条

於是、中納言三輪朝臣高市麻呂、脱<sub>二</sub>其冠位、擊<sub>二</sub>上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>以動<sub>一</sub>。

【史料41】『統紀』大宝二年(七〇二)正月乙酉条

從四位上大神朝臣高市麻呂為<sub>二</sub>長門守<sub>一</sub>。

【史料42】『統紀』大宝三年(七〇三)六月乙丑条

以<sub>二</sub>從四位上大神朝臣高市麻呂<sub>一</sub>為<sub>二</sub>左京大夫<sub>一</sub>。

史料36・37は、壬申の乱の記事である。前者には、大海人皇子から將軍に任命された大伴連吹負のもとに、三輪君高市麻呂・鴨茂君蝦夷ら豪傑が集まり、軍議を開いて別將や軍監を任命した、とある。後者には、三輪君高市麻呂と置始連菟の軍勢が、上ツ道の箸墓のもとで近江軍の別將である廬井造鯨の軍勢と戦鬪になり、これを大破した。さらに、勝利に乗じて相手の退路を断ち、敵軍に多くの被害

を与えた。これ以後、近江方の軍勢が大和に攻め込むことはなかつたという。ここでは次の二点が注目される。

第一に、高市麻呂は鴨君蝦夷とともに、大伴連吹負の麾下に馳せ参じている。大神氏と鴨氏は、『記』崇神段(史料1)、『紀』神代第八段(一書第六(前掲))、『姓氏録』大和神別賀茂朝臣条(前掲)などから、同祖関係を形成していたことが知られている。両氏族が行動をともしていることは、こうした軍事行動において、氏族系譜(同祖関係)が一定の役割を果たす場合があったことをうかがわせる。どの氏族の呼びかけに応じて物資や兵力を提供するか、あるいは、どの氏族の指揮下に入つて戦鬪に参加するかなど、軍事行動は氏族たちにとつて自氏と他氏との関係を最も明確に認識する場であり、さらにはその関係性が構築・更新・再編される場でもあったと考えられる。同祖関係が形成される契機には、職掌・地縁・血縁など様々な事象が想定されるが、軍事行動との関連にも注目する必要がある。

第二に、高市麻呂は上ツ道の箸墓付近で敵軍と戦鬪している。この箸墓は、現在の奈良県桜井市箸中に位置する倭迹迹日百襲媛命大市墓(箸墓古墳・箸中山古墳)であり、大神氏の本拠地である大和国城上郡大神郷(現在の奈良県桜井市三輪)からほど近い場所である。將軍である大伴連吹負は、この付近の地勢をよく心得ていたであろう高市麻呂を上ツ道に配置することで、戦局を優位に進める狙いがあつたと見られる。その狙いは的中し、高市麻呂は敵を「大破」した功績が認められて、のちに「壬申年功臣」に加えられている。

次に史料38は、天武天皇の殯において、高市麻呂が理官(のちの治部省)の誅を奏上した記事である。先にも述べたが、ここに見える石上(物部)・大三輪(大神)・大伴・藤原(中臣)という氏族構成は、順番は異なるものの『紀』仲哀九年二月丁未条(史料8)の中臣・大三輪(大神)・物部・大伴という構成と一致している。また、

どちらの記事にも「大三輪」という新しい氏姓表記が用いられている。したがって、史料8の記事は、天武朝末年の議政官の氏族構成にもとづいて、『記』編纂段階に作成された可能性が高いといえる。

史料39・40は、高市麻呂が持統天皇の伊勢行幸を諫止した記事である。これに先立つ『紀』持統六年(六九二)二月丁未条には「詔諸官曰、当以三月三日、将<sub>レ</sub>幸伊勢。宜<sub>下</sub>知<sub>三</sub>此意、備<sub>中</sub>諸衣物<sub>上</sub>」<sup>三</sup>とあり、翌月の三日より伊勢行幸に出立する命が下された。それに対して高市麻呂は、この時期は農繁期であるため、行幸を行うと人々の農作業の妨げになるとして、行幸を中止するよう天皇を諫めたが、行幸の準備はそのまま進められたため、行幸の予定日当日になって、高市麻呂は位冠を脱ぎ、天皇に捧げて重ねて諫言した。しかし、高市麻呂の訴えは聞き入れられず、その三日後には、持統天皇は予定より遅れて伊勢に出発したという(『紀』持統六年三月辛未条)。この遅れが高市麻呂の諫止を考慮したためであるのか、単に準備が遅れただけなのかは不明であるが、いずれにしても結果として諫止は失敗に終わっている。このことは『靈異記』上巻二十五縁「忠臣小欲知足<sub>三</sub>天見感得報示奇事縁<sub>一</sub>」や、『今昔物語集』第四十一「高市中納言依正直感神語」でも取り上げられており、特に『紀』と『靈異記』との関係については、多くの比較研究が蓄積されている。

さて、この一件において、高市麻呂は「脱<sub>三</sub>其冠位<sub>一</sub>、撃<sub>三</sub>上於朝<sub>二</sub>」<sup>二</sup>とあるように、冠を天皇に捧げて諫奏したとある。とするならば、最終的にその訴えは聞き入れられなかったのであるから、史料には明記されていないが、おそらく彼は事件後に中納言の職を辞したと理解するのが自然である。後年、高市麻呂の旧居の前を通った藤原麻呂が詠んだ詩に「一旦辞榮去」(『懷風藻』九五)、「帰去遂辞官」(『同』九六)などあることから、上記のように理解して間違いない。そして、それから大宝二年までの十年間、彼に関する事

績が全く見えていない。この空白の十年間、高市麻呂は散位のような状態に置かれていたとする見解もあるが、坂本太郎は『万葉集』

九一―七七二の題詞には「大神大夫任筑紫国時。阿部大夫作歌一首」とあるが、この「大神大夫」は高市麻呂、「阿部大夫」は阿部(布施)御主人を指しているとして、高市麻呂が事件の直後に筑紫国へ左遷された可能性を指摘している。もともと、この歌が詠まれた時期は不明であり、高市麻呂が筑紫国に赴任したことも史料には見えない。ただし、この「大神大夫」なる人物は、『万葉集』九一―七七〇・七七七の一の題詞にも「大神大夫任<sub>三</sub>長門守<sub>一</sub>時、集<sub>三</sub>三輪河辺<sub>一</sub>宴歌二首」と見える。これは「大神大夫」が長門守に赴任する際、三輪川(初瀬川)のほとりで催された宴会(壮行会)で詠まれたものであるが、高市麻呂は後述のように長門守に任命されていることから(史料41)、ここでいう「大神大夫」が高市麻呂を指していることは明らかである。また、「大夫」が四位・五位の人物を指しているとするならば、大神氏の中では前述した利金・子首や、後述する安麻呂・狛麻呂なども挙げられるが、彼らの中に筑紫国へ赴任した経歴を持つ人物は見当たらない。とするならば、坂本が推測したように、『万葉集』九一―七七二に見える「大神大夫」は、九一―七七〇・七七七と同しく高市麻呂のことを指している<sup>④</sup>と見て間違いない。彼は行幸を諫止したために持統天皇の怒りを買<sup>⑤</sup>い、その直後かあるいはほどなくして、筑紫国へ左遷されたと考えられる。

高市麻呂が筑紫国に何年とどまったのか、また別の官職に転じたのかなど、詳細は不明であるが、その後は大宝二年(七〇二)に長門守(史料41)、翌年に左京大夫に任命されており(史料42)、ようやく十一年ぶりに中央政界へ復帰したことが知られる。そして、そ

のまま慶雲三年(七〇六)に卒している(史料21)。史料41には従四位上とあることから、官を辞した後も冠位は剥奪されず、大宝令制定にもなつて新しい位階制に移行したことが分かる。ただし、持統六年時に職を辞した時点ですでに直大貳(従四位上相当)であり、かりに十年間で順当に昇進したとするならば、大宝二年には従四位上より高位についていてもおかしくはない。また、長門国は中国とされているが(延喜民部式)、中国の守は正六位下相当(官位令12正六位条)、左京大夫は正五位上相当であり(官位令10正五位条)、いずれも従四位上相当より低い官職に任命されている。このように、彼は諫止事件によって筑紫国に左遷され、それ以降も位階は据え置かれたまま、位階相当より低い官職に任命されるなど、官人としては不遇の道を歩むこととなった。卒した際には「壬申年功臣」として従三位が追贈されている。これは内小紫位(従三位相当)を追贈された子首と並んで、大神氏の人物が得た中での最高位である。ただし、たとえば『紀』朱鳥元年九月是日条(史料38)で、ともに諫を奏上した人々の極位・極官と比較するならば、布勢朝臣御主人は右大臣・従二位、石上朝臣麻呂は正二位(贈従一位)・左大臣、大伴宿禰安麻呂は正三位(贈従二位)・大納言となつており、高市麻呂だけが一段低いことが分かる。このように、持統の伊勢行幸を諫止した一件は、最後まで彼の官途に影を落とすことになった。

では、なぜ高市麻呂は自らの冠を賭してまで、行幸の中止を求めたのであろうか。その理由について、『紀』では人々の農時の妨げになるためということになっている。『靈異記』や『今昔物語集』でも同様である。それに対して、この行幸は伊勢神宮(天照大神)に関わるものであるとした上で、天皇が伊勢に行幸することは、それまで王権を守護してきた大三輪神の神威を疎んじることになるため、大神氏としては到底認めることができず、それゆえに諫言に及

んだとする説もある。たとえば、守屋俊彦氏は「伊勢神宮祭祀に對抗しようとする三輪山祭祀者としての大三輪氏の氏族意識とエゴイズム」があつたとする。<sup>(47)</sup> ほかにも、西山氏は「中納言の官職を辞して強諫しまつた心は、先祖代々大三輪の神の鎮まりたもう土地に根ざした豪族たる自覚の中から生じた」とし、田村圓澄氏も「天照大神」を祭神とする伊勢神宮の成立は、「倭王」を支えてきた大三輪神「御諸山の役割が、「天照大神」＝伊勢神宮に移行することを意味する。大神高市麻呂は、この事態に直面し、危惧と憂慮の念をいだいた」と述べている。<sup>(48)</sup>

この点については別途検討が必要であるが、概略のみ述べておくならば、この事件の背後に大三輪神と天照大神との対立の構図を読み取ることはできない。なぜなら、当時の三輪山(大神神社)では、かつてのような祭祀は、すでに行われなくなつていたと考えられるからである。先にも少し触れたが、三輪山周辺の遺跡から出土する祭祀遺物は、六世紀中葉から著しい減少傾向を見せる。<sup>(49)</sup> おそらくこの頃から、それ以前より行われてきた三輪山での祭祀は、のちの律令祭祀につながる形に変容していったと思われる。浄御原令制下のことは不詳であるが、この約十年後に制定された大宝神祇令には、大神神社で行われる祭祀として鎮花祭が規定されていたと推定される。<sup>(50)</sup> これはあくまでも国家が設定した律令祭祀の一つとして位置づけられたものであり、皇祖神たる天照大神を祭る伊勢神宮の祭祀と同じ土俵に載せて、二者択一のように論じることには無理がある。そもそも、上記のような「氏族意識とエゴイズム」に官を辞したのであれば、ある意味では自業自得であり、時代が下つてから「諫是忠信之至。徳儀之大」(『靈異記』上巻二十五縁)などと賞賛されることはあり得ない。やはり、高市麻呂は自氏の都合ではなく、中納言という高い地位や、自己の官人としての前途を(結果的に)犠牲

にしてまで、人々の農作業の妨げになることを憂慮して諫奏を行ったのであり、それゆえに彼の行為はのちに説話化され、後世まで語り継がれることになったと考えられる。

## 五 結 語

最後に、八世紀以降の人々について簡単に触れて、まとめにかきたい。高市麻呂の死後、大神氏の中心となったのは、彼の弟にあたる安麻呂と狛麻呂である。安麻呂は、持統三年(六八九)に判事に任命された。この時は務大肆とある(『紀』持統三年二月己酉条)。慶雲四年(七〇七)には、高市麻呂の後を継いで大神氏の氏上となり、この時は正五位下であった(『統紀』慶雲四年九月丁未条)。その後、和銅元年(七〇八)には摂津大夫に任官され、この時には正五位上(『統紀』和銅元年九月壬戌条、和銅二年(七〇九)には従四位下(『統紀』和銅二年正月丙寅条)、和銅七年(七一四)に従四位上にまで昇進し(『統紀』和銅七年正月甲子条)、その月の終わりに卒した(『統紀』和銅七年正月丙戌条)。一方、狛麻呂は慶雲元年(七〇四)に従五位下に叙せられ(『統紀』慶雲元年正月癸巳条、和銅元年(七〇八)に丹波守(『統紀』和銅三年三月丙午条)、和銅四年(七一)には正五位下(『統紀』和銅四年四月壬午条)、霊龜元年(七一五)には正五位上となり、武蔵守に任命された(『統紀』霊龜元年四月丙子条、五月壬寅条)。また、前掲した『三代実録』仁和三年三月乙亥条(史料35)にも、高市麻呂・安麻呂・狛麻呂が兄弟として見えており、安麻呂は従四位上、狛麻呂は正五位上とある。

その後、大神氏の本宗は忍人、伊可保、三支、野主、千成へと続いていく。『本系牒略』『高宮系図』では、忍人は高市麻呂の子とされ、忍人の子が伊可保、その子が三支、その子が野主、その子が千成と

なっている。忍人は、和銅五年(七一二)に従五位下に叙せられ(『統紀』和銅五年正月戊子条)、霊龜元年(七一五)には叔父の安麻呂の後を受けて氏上となったことが見えている(『統紀』霊龜元年二月丙寅条)。伊可保は天平十九年(七四七)に従五位下に叙されており、この時には「大神神主」と見える(『統紀』天平十九年四月丁卯条)、三支は宝龜十年(七七九)に従五位下(『統紀』宝龜十年正月甲子条)。野主は承和六年(八三九)に従五位下(『統後紀』承和六年四月乙丑条)、千成は斉衡元年(八五四)に従五位下(『文徳実録』斉衡元年正月壬辰条)に、それぞれ叙されたことが見えている。このように、忍人以降の人物は全て従五位下を極位としており、いわゆる下級貴族として固定化されていたことがうかがえる。

ここで注目したいのは、『統紀』天平十九年四月丁卯条において、伊可保が「大神神主」とされている点である。これに対応するように『本系牒略』と『高宮系図』では、この時期から「大神主」という称号が見えるようになる。「大神神主」とは、文字通り大神神社の神主を指すと思われる。「大神主」はこれを省略した呼称であり、「おおかんぬし」あるいは「おおみわぬし」と読むのであろう。この「大神主」は、『本系牒略』では忍人・伊可保・三支に付されている。伊可保の尻付には「自伊可保代々補大神主連綿不絶」ともあるが、これは『統紀』の記事を踏まえたものと思われる。一方、『高宮系図』では忍人から千成まで全員に「大神主」の肩書きがあり、中世以降の人物にも基本的には継承されていく。このことから、阿部武彦氏は「奈良時代の中期から大三輪氏の氏上は大神神主として神事に専念することとなったが、国家もまたそれに見あう待遇を与えた」と述べている。首肯すべきであろう。つまり、大神氏は八世紀前半頃から、従五位下を極位とする下級貴族として固定化される一方で、その氏上は「大神神主」あるいは「大神主」を称し、大神

神社の神職を本務とするようになったと考えられる。律令制下の大神神社においては、鎮花祭や大神祭など様々な神事が行われているが、前者については、国家が奉幣使を派遣して直接奉祭するのではなく、在地氏族を媒介として間接的に奉幣する点で、前述した大田々根子の説話(史料1-6)に見られる祭祀構造との共通性が指摘されている。後者についても、大神氏が古来より執行してきた祭祀であるといわれている。とするならば、大神氏は自氏のアイデンティティーを、かつて祖先たちが執り行ってきた三輪山祭祀(を継承する神祇祭祀)に求め、いかなれば原点への回帰を図ることによって、新しい時代への順応を図ったといえる。そこには、大神氏が彼らにとっての現在において、彼らの過去(祖先に関する記憶・記録)と向き合い、それを継承・再構築していった「歴史」の営みをうかがうことができる。

以上、『記』『紀』『続紀』を中心に大神氏の人物を時系列に取り上げ、その事績などについて縷々述べてきた。本稿のように長期的なスパンを設定し、氏族の盛衰を概観することは、氏族としての特質を明らかにする上でも、また、個別の論点を検討する上でも、必要不可欠な作業であると考ええる。なお、紙幅の関係上、大田々根子の出自や系譜、三輪山祭祀の開始時期と展開過程、伊勢行幸諫止事件の背景など、いくつかの問題については、ごく簡単に私見を述べるに留めた。また、大神氏の中でもいわゆる本宗の人物に焦点を絞ったため、支流にあたると思われる色夫(『紀』大化元年(六四五)八月癸卯条)、大口(『紀』大化二年(六四六)三支月辛巳条)、甕穂(『紀』白雉元年(六五〇)二月甲申条)、根麻呂(『紀』天智天皇二年(六六三)三支月条)や、復姓氏族の三輪栗隈氏(『紀』大化元年(六四五)七月丙子条)、大神大綱氏(『続紀』文武元年(六九七)九月丙申条)、大神掃石氏(『続紀』神護景雲二年(七六八)八月癸卯条)などには言及できなかつ

た。これらの論じ残した点については、いずれも別稿で詳論することをしたい。

- (1) 代表的なものとして、岡田精司「河内大王家の成立」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九六八年、直木孝次郎「奈良」(岩波書店、一九七一年)、吉井巖「崇神王朝の始祖伝承とその変遷」(『天皇の系譜と神話』二、塙書房、一九七六年、初出一九七四年、樋口清之「神体山の考古学的背景」(『大神神社史料編集委員会編『大神神社史』吉川弘文館、一九七五年)、池田源太「大神神社の鎮座」(同)、佐々木幹雄「三輪と陶邑」(同)、松倉文比古「御諸山と三輪山」(『日本書紀研究』一三、塙書房、一九八五年)、和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年、初出一九八五年)、寺沢薫「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」(和田萃編『大神と石上』筑摩書房、一九八八年)などがある。
- (2) 志田諱一「三輪君」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九七四年)、阿部武彦「大神氏と三輪神」(『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、一九八四年、初出一九七五年)、西山徳「律令制と大神神社」(『大神神社史』前掲)など。
- (3) これまで筆者は、大神氏に関して以下の著書・論考を発表している。拙著「日本古代氏族系譜の基礎的研究」(東京堂出版、二〇一二年)、同「粟鹿大明神元記」の写本系統」(河野貴美子・王勇編『東アジアの漢籍遺産』勉誠出版、二〇一二年)、同「大三輪神の神格とその重層性」(『彦根論叢』三九三、二〇一二年)。
- (4) 本居宣長「古事記伝」(二七九八年成立、一七九〇)一八三三年刊行、本居豊頤校訂、本居清造再訂『本居宣長全集』(吉川弘文館、一九三七年)などに所収。
- (5) 「纂記」については、『紀』持統二年(六八八)十一月戊午条に見える「己先祖等所仕状」を述べたものであり、各氏の祖先が王権に奉仕してきた事績をまとめた祖先伝承であると理解しておきたい。なお「纂記」は「釈日本紀」では「纂記」と記されているが、その場合は「ツギバミ(継文・続文)」のことで、氏文・系図の意であり、「纂記・纂記のどちらの場合も、氏族伝承を記した家記の類」とする加藤謙吉氏の理解に従いたい。加藤謙吉「『日本書紀』とその原史料」(『日本史研究』四九八、二〇〇四年)参照。
- (6) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『坂本太郎著作集』二、吉川弘文館、

一九八八年、初出一九四六年)。なお、坂本はこの論文では「纂記」としていたが、ともに写本の文字としては「纂記」が正しとし、「纂記」(纂誌の類)とともに各氏族の祖先伝承も提出させたと理解した(坂本太郎『六国史』(坂本太郎著作集)三、吉川弘文館、一九八九年、初出一九七〇年)。しかし、前述した加藤氏の指摘のように、「纂記」「纂記」どちらの用字でも、家記の類と理解して差し支えないと考える。

(7) 「帝紀」「旧辞」については、前者を系譜、後者を物語とし、継体・欽明朝頃に原「帝紀」・「旧辞」が成立したとする理解が広く行われてきた(津田左右吉『日本古典の研究』上・下(津田左右吉全集)一・二、岩波書店、一九六三年)、初出一九四六・五〇年)。しかし、「帝紀」・「旧辞」を系譜・物語に峻別する議論は再検討の必要があり、また原「帝紀」・「旧辞」が「記」「紀」の原史料とされるまでの加筆・修正の過程について不明な点が多いことが、近年改めて指摘されている。仁藤敦史『帝紀・旧辞と王統譜の成立』(新川登亀男・早川万年編『史料としての「日本書紀」』勉誠出版、二〇一一年)など参照。

(8) 厳密にいうならば、倭迹々日百襲姫命への神憑りや、長尾市による倭大魂神に対する祭祀、高橋邑の活日による神酒の献上など、「記」にない要素が「紀」には複数見られることから、「記」の方が原形を留めていると見ることが出来る。

(9) 「元記」については、是沢恭三「粟鹿大明神元記の研究(一)・(二)」(『日本学士院紀要』一四一・一五二、一九五六・五七年)、同「但馬国朝来郡粟鹿大明神元記に就いて」(『書陵部紀要』九、一九五八年)、田中卓「一古代氏族の系譜―ミワ支族の移住と隆替―」(『田中卓著作集』二、国書刊行会、一九八六年、初出一九五六年)、溝口睦子「日本古代氏族系譜の成立」(学習院、一九八二年)、拙稿「粟鹿大明神元記」の写本系統」(前掲)など参照。

(10) 「地祇本紀」では、大田々根子の子に大御氣持という人物があり、大友主はその子となっている。ただし、この大御氣持については、事績が全く伝えられていない。また「元記」では大御氣持の二代前、「地祇本紀」「本系牒略」「高宮系図」では三代前には豊御氣主という人物があり、さらにその一代前には豊御氣主という人物も見える。これらの人名はいずれも類似しており、しかも抽象的な名義である。よって、大御氣持は、大神氏の系譜が整備される際に豊御氣主・大御氣主らとともに創作されたか、あるいは元来は一つの人格であったものが、後から複数に分けられたと考えられる。

(11) 「本系牒略」は、大神氏の後裔に当たる高宮信房(一七六九)一八二二)が、延暦から延長年間にかけて成立した大神氏の本系帳の内

容を伝える原史料をもとに、六国史をはじめ「記」「風土記」「姓氏録」「旧事本紀」「令集解」「類聚国史」「延喜式」「三代格」「日本紀略」などを参照して編纂した系譜史料である。成立年代は、寛政三(一七九一)頃と推定される。拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』(前掲)参照。

(12) 「高宮系図」は「本系牒略」の編者である信房の曾孫にあたる高宮義房が、「本系牒略」を修正・増補して完成させた系譜史料である。成立年代は明治十六(一八八三)頃と推定される。拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』(前掲)参照。

(13) 「本系牒略」「高宮系図」には、大田々根子の子を大御氣持とし、その子に大部主という人物があり、大友主はその大部主の子となっている。しかし、大部主と大友主はともに「お見えなぬし」と読めること、大部主は「本系牒略」「高宮系図」にしか見えないことから、大部主はこの大友主をもとに創出された人格と考えられる。「紀」では大友主は垂仁朝から仲哀朝にかけて活躍したことになっているが、これでは生存期間が長すぎると考えた後世の人物が、おそく大友主の人格を二代に分割したものと推測される。

(14) このほか「地祇本紀」に「次大友主命。此命、同朝(磯城水籬朝―筆者注)―御世賜大神君姓」と見える。ただし、ここでも「大神」という後次的な表記が用いられている。また「大神君」というウジナとカバネの組み合わせは、他史料に見えない。よって、この「地祇本紀」の記事は、大友主が「紀」で最初に「大三輪君」という氏姓を付して登場する人物であることを踏まえて記されたと考えられる。

(15) 佐伯有清「貴族文化の発生」(『岩波講座日本歴史』二 古代二、岩波書店、一九七五年)、加藤謙吉「大夫制と大夫選任氏族」(『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年、初出一九八六年)、倉本一宏「氏族合議制の成立」(『日本古代国家成立期の政權構造』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九一年)など。

(16) 志田諱一氏は、この記事を「欽明・敏達朝」ろかそれ以後に作られた」とするが、筆者はより時代を降らせて「紀」編纂段階と見ておきたい。志田諱一「三輪君」(前掲)参照。

(17) 上記した「記」「紀」「姓氏録」に見える氏族系譜は、形成された時期がそれぞれ異なる可能性がある。ただし、「紀」では他の箇所(神代第八段一書第六)でも大神氏と鴨氏の同祖関係が示されていることから、少なくとも「紀」編者は、この「等」に鴨氏を含めて理解していたと思われる。

(18) 竹本晃氏は、「紀」における「始祖」の用語には、「一つの氏の「始祖」

- と「複数の氏の『始祖』の二種類があり、「複数の氏の『始祖』」を伴うことは、氏と氏との系譜を結ぶ行為につながる」と述べている。竹本晃「『日本書紀』における『始祖』と氏」(『古代文化』五八、二〇〇六年)。
- (19) 筆者は以前、紀伊国造の系譜を取り上げ、氏族間で同祖関係が形成されるにしがたがって、始祖が架上げられていく傾向を指摘をしたことがある。拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』(前掲)参照。
- (20) 現在の石床神社(奈良県生駒郡平群町越木塚)に比定されている。
- (21) 岸俊男「光明立后」の史的意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九五七年)。
- (22) 阿部武彦「大神氏と三輪神」(前掲)。
- (23) 阿部武彦「大神氏と三輪神」(前掲)。
- (24) 旧大和国城上郡岩坂村(現在の奈良県桜井市岩坂)に比定されている。並河永「大和志」(享保二十一年(一七三六)成立、正宗敦夫編纂校訂『日本古典全集五畿内志』中(『日本古典全集刊行会、一九三〇年)所収)。
- (25) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(前掲)。
- (26) 佐々木幹雄「三輪と陶邑」(『大神神社史』前掲)、同「統三輪と陶邑」(『民衆史研究』一四、一九七六年)、同「三輪山祭祀の歴史的背景」(滝口宏先生古希記念考古学論集編集委員会編『古代探叢』早稲田大学出版部、一九七九年)、同「三輪山出土の須恵器」(『古代』六六、一九七九年)、同「三輪君氏と三輪山祭祀」(『日本歴史』四二九、一九八四年)、寺沢薫「三輪山麓出土の子持勾玉をめぐって」(『大神神社境内地発掘調査報告書』一九八四年)、同「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」(前掲)、小池香津江「三輪山周辺の祭祀遺跡」(三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』、東方出版、一九九七年)など。
- (27) 大三輪神の神格については、池田源太「三輪の神の諸形態と保護精霊」(『古代日本民族文化論考』学生社、一九七九年、初出一九七一年)、同「大神神社の鎮座」(『大神神社史』前掲)、久田泉「三輪山をめぐる信仰の重層性について」(『高知大学学術研究報告』人文科学編二八、一九八〇年)、和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年、初出一九八五年)、拙著「大三輪神の神格とその重層性」(前掲)など参照。
- (28) 上記の四首は、天皇と赤猪子が互いに婚姻できなかった理由を、あくまでも比喩的に詠んだものに過ぎない。また、これらの歌は実際に両者の間で交わされたのではなく、本来は独立して詠まれた歌であった可能性がある。しかし、たとえそうであったとしても、これらの歌謡の内容が、この説話の時代設定や登場人物と全く無関係であった
- は思われない。むしろ、三輪山(の樹木)に対する神聖視や、その祭祀に携わる女性への禁忌の念が、すでに雄略天皇の時代から存在していたと、少なくとも『記』編者が認識し、そうした認識が読み手にも共有されていたからこそ、上記の四首はこの説話に挿入されたと考えられる。
- (29) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」(前掲)など。
- (30) 『高宮系図』を利用した主な研究としては、田中卓「豊前国薦神社の創祀」(『田中卓著作集』一一一、国書刊行会、一九九四年、初出一九九三年)、溝口陸子「日本古代氏族系譜の成立」(前掲)、中野幡能「三輪高宮系図と大神比義」(『八幡信仰と修験道』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八九年)などがある。
- (31) 『色葉字類抄』は、平安時代末に橘忠兼が編纂した古辞書である。写本には、早くに成立した二巻本・三巻本のほかに、十巻本(伊呂波字類抄)もあり、それぞれ改訂増補がなされている。和語・漢語を第一拍によって伊呂波の四十七部門に分類し、さらに部・類などの下位項目を設定しており、その中には諸社部・姓氏部などもあることから、おそらく大神氏や大神神社に関する項目に、特牛の尻付のものになった記述が存在したものと推測される。
- (32) 中山薫「三輪君逆についての一考察」(『日本書紀研究』二四、二〇〇二年)。
- (33) 阿部武彦「大神氏と三輪神」(前掲)。
- (34) 『大三輪三社鎮座次第』や『大倭神社註進状』によれば、白堤は率川神社を創祀したと伝えられている。また、『延喜式神名帳』大和国山辺郡条に白堤神社が見えており、現在の白堤神社(現在の奈良県天理市長柄町)に比定されている。
- (35) 塚口義信「敏達天皇と三輪山信仰」(上田正昭他編『三輪山の神々』学生社、二〇〇三年)など。
- (36) 加藤謙吉「蘇我氏と大和王権」(吉川弘文館、一九八三年)、北條勝貴「崇・病氣・仏神」(あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館、二〇〇五年)など。
- (37) 篠川賢「物部氏の研究」(雄山閣、二〇〇九年)。
- (38) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(前掲)。
- (39) 佐藤信「壬申功封」と大宝令功封制の成立」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九七六年)。
- (40) ここでは新訂増補国史大系本による。その頭注には「姓大神、原作大姓、今従印本」とあるが、佐伯有清氏は「大」を「本」の誤字と見て「本姓真神田朝臣」とし、良臣らはいくまでも「真神田朝臣」であり、

- 「大神」を冠していなくても差し障りはない」と述べている(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編四、吉川弘文館、一九八二年)。しかし、史料24で子首は「大三輪真上田子人君」と記されていることから、その後裔である良臣も正式には「大神真神田朝臣」であったと理解するのが妥当である。
- (41) たとえば、史料37に見える甲斐勇者は、甲斐国造に関係する氏族の出身者であり、壬申の乱以前から大伴氏との関係を構築していたと考えられる。拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』(前掲)参照。
- (42) 溝口陸子『日本古代氏族系譜の成立』(前掲)参照。
- (43) 黒沢幸三『靈異記説話の成立事情』(同志社国文学二、一九六七年)、守屋俊彦『上巻第二十五縁考』(『日本靈異記の研究』三、弥井書店、一九七四年、初出一九六八年)、阿部猛『大神高市万呂伝』(『日本歴史』二四二、一九六八年)、倉本一宏『日本靈異記』の大神高市麻呂説話をめぐって(小峰和明・篠川賢編『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年)など。
- (44) 土佐秀里『大神高市麻呂の復権』(『国文学研究』二二八、一九九九年)。
- (45) 坂本太郎『大神氏と万葉集』(『坂本太郎著作集』四、吉川弘文館、一九八八年、初出一九七〇年)。
- (46) 『紀』天武五年(六七六)正月甲子条には「詔曰、凡任国司者、除畿内及陸奥・長門国、以外皆任大山位下人」とあり、この頃には長門国が重視されていたことがうかがえる。しかし、大國の守が従五位上相当であったことからしても(官位令11従五位条)、長門守への任官が従四位上に相応しいものであったとは考えられない。
- (47) 守屋俊彦『上巻第二十五縁考』(前掲)。
- (48) 西山徳『律令制と大神神社』(前掲)。
- (49) 田村圓澄『伊勢神宮の成立』(吉川弘文館、一九九六年)。
- (50) 佐々木幹雄『三輪と陶邑』(前掲)、寺沢薫『三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ』(前掲)、小池香津江『三輪山周辺の祭祀遺跡』(前掲)など。
- (51) 『令集解』神祇令3季春条には「鎮花祭。謂、大神狹井二祭也。在春花飛散之時、疫神分散而行癘。為其鎮遏。始有此祭。故曰鎮花。釈云、大神狹井二処祭。大神者、祝部請受神祇幣帛祭之。狹井者、大神之鹿御靈也。此祭之、花散之時、神共散而行疫已。為止此疫祭之也。古記无別」とある。
- (52) 『本系牒略』や『高宮系図』には、和銅七年に兵部卿であったことが見えるが、出典は不明である。
- (53) 阿部武彦『大神氏と三輪神』(前掲)。
- (54) 藤森馨『神祇令祭祀と大神祭祀』(『神道宗教』二二〇、二〇〇八年)、

同「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」(『神道宗教』二二一、二〇〇八年)。

#### 【付記】

本稿は、科学研究費基盤研究C「日本古代の国造制と地域社会の総合的研究―国造制研究支援データベースの構築―」(課題番号二二五二〇六八九)の研究成果の一部である。

## Clan Development of the Oomiwa-Uji family from the fifth century to the eighth century

Masanobu Suzuki

The Oomiwa-Uji is an ancient family who performed religious services on Mt. Miwa under the Yamato sovereignty. An enormous amount of research has been built up about this family in various fields of study. However, there are few works that take the general development of the family as a central theme of research. Therefore, in this article, I analyze the achievements of the people of the family and the development of the family in chronological order.

As a result, I clarify the achievements of the people of the family from the fifth century to the eighth century. First, I describe fictitious people of the Oomiwa-Uji clan, namely Ootataneko, Ootomonushi, and Iwatoko. Second, I look at the people from the fifth century to the sixth century: Musa, Kotohi and Sakau. Third, I describe the people from the early to middle seventh century, namely Osazaki, Funya and Togane. Fourth, I talk about the people in the late seventh century, Koobito and Takechimaro.

This paper covers a long-term span, and traces the ups and downs of the family. Such an approach is essential to clarify the characteristics of the family. In the article, I offer my personal opinions about the blood relationships and the genealogy of Ootataneko, the date of origin and development process of the Mt. Miwa religious services, and the reason why Takechimaro remonstrated against the Emperor's going to Ise. I hope to discuss these points in greater detail in my next article.